

平成22年国勢調査

国勢調査を実施します

- 10月1日を基準日として、国勢調査を実施します。
- 国勢調査は5年に一度、日本に住んでいる全ての人・世帯を対象に調査を行います。
- 平成22年国勢調査は、日本が本格的な人口減少社会となって実施する最初の調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査の結果は、児童福祉、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、地域の活性化など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。
- 9月下旬から、調査員が世帯を訪問して調査票を配布します。
- 記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をして調査員に渡していただくか、市区町村に郵送で提出していただきます。
- 調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報保護のための厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。
- 国勢調査は、統計法で基幹統計調査として位置づけられ、この基幹統計調査では、調査票に記入して提出することの報告義務が定められています。
- 国政調査員をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかに基地・財政課にお知らせください。
- 国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査 e-ガイド」をご覧ください。
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>
- ▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線241)へ

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届などの提出が必要です

○児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などのため、父または母と生計をともにしていない18歳未満(18歳に達している場合はその年度の3月31日まで)の児童を扶養している父または母などに対して支給されます(平成22年8月から父子家庭などの父にも支給されることになりました)。

- 手当を受けられる人…次のいずれかの条件に当てはまる児童を育てている父または母など ①父母が離婚 ②父または母が重度障害者 ③父または母が生死不明 ④父または母から1年以上遺棄 ⑤父または母が1年以上拘禁 ⑥父または母が死亡 ⑦未婚の母 ⑧父母ともに不明
- 手当が支給されない場合…①父または母の所得が一定額を超えるとき ②父または母が自分の親族など(扶養義務者)と同居していて、扶養義務者の所得が一定額を超える場合 ③父または母が配偶者(事実婚を含む)と同居になったとき ④父または母および児童が公的年金を受給できるとき ⑤父または母および児童の住所が日本国内にいないとき ⑥児童が福祉施設に入所しているとき ⑦児童が里親に委託されているとき
- 支給額…所得および児童の数により支給金額が決定されます。

○特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害を持つ満20歳未満の児童を養育している父または母(どちらか所得の多い方)に支給されます。父母以外の方が児童を養育している場合にも支給されます。

- 手当が支給されない場合…①父母または養育者の所得が一定額を超えるとき ②父母および児童の住所が日本国内にないとき ③児童が福祉施設に入所しているとき ④児童が障害を支給事由とする年金を受けられるとき
- 支給額…児童の障害の程度により支給額が決定されます。

○届けが必要です

児童扶養手当は「現況届」、特別児童扶養手当は「所得状況届」を毎年8月に提出していただくことになっています。この届けを提出しないと8月分からの手当を受給することができなくなりますので、まだ手続を済ませていない方は、早急に手続をしてください。

- ▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

各種検診

胃がん検診・大腸がん検診のお知らせ

村では、40歳以上の方を対象にした胃がん検診・大腸がん検診を実施します。受診を希望される方は、お申し込みください。なお、すでに申し込まれている方には通知を配布します。

○胃がん検診

■当日持参するもの…受診票(受診票の質問事項に記入のうえ、ご持参ください)

■検診方法…バリウム検査

■日程(対象の日程で都合がつかない場合は、ほかの日でも受診できます)

日程	会場	対象区	受付時間
9月10日(金)	保健相談センター	6・7区	午前7時～9時
9月13日(月)		2・4・12・13区	
9月14日(火)	南部コミセン	14・16・21区	
9月15日(水)		15・17・19区	
9月26日(日)	保健相談センター	3・9区	
9月29日(水)	中央公民館	10・11区	
10月1日(金)		5・20区	
10月4日(月)	保健相談センター	1・8・18区	

■胃がん検診に関する注意点

前日

- ・夕食は午後8時頃までに終了する。夜10時以降は水もなるべく飲まない(うがいは可)。禁酒。
- ・受診票の問いにボールペンで記入しておく。

当日

- ・検査終了まで何も飲食しない。タン、つばもできるだけ飲み込まない。禁煙。

服装

- ・ボタン、ファスナー、金具のついていないシャツ(薄手のもの)を1枚着用する。
- ・ゴムのズボン、スカートを着用する(金具、ファスナーのないもの)。
- ・時計、眼鏡、湿布などの貼付薬、ネックレスなどの装飾品は外しておく。

○注意事項

■次の方は検診の対象外となります。

- ・病院または人間ドックなどで受診する方
- ・妊娠中または妊娠の可能性のある方
- ・現在、胃腸疾患、腸閉塞などで治療中または1年以内に胃や大腸の手術を受けた方(主治医にご相談ください)

○大腸がん検診

■検診方法…便潜血反応検査

■大腸がん検診容器配布日程

日程	会場	対象区	受付時間
8月30日(月)	保健相談センター	2・4・6・7区	午後1時30分～午後3時
9月1日(水)		12・13・14・16・21区	午前9時30分～午前11時
		15・17・18・19区	午後1時30分～午後3時
9月3日(金)		3・9・10・11区	午前9時30分～午前11時
	1・5・8・20区	午後1時30分～午後3時	

※指定の日時に来られない方は、9月1日、3日、6日、9日の都合の良い日に保健相談センター(午前9時～午後5時)へお越しください。

▶お問い合わせは、保健相談センター(☎70-8052)へ

子宮けいがん、乳・甲状腺がん検診のお知らせ

村では、女性の方を対象に、「子宮がん」、「乳・甲状腺がん」検診を実施します。対象年齢で受診を希望される方は、お申し込みください。なお、すでに申し込まれている方には通知を配布します。

○子宮けいがん検診

■対象者…20歳以上で偶数年齢の方(平成23年3月31日現在で、20歳、24歳、26歳…など)

■何が分かるの？

今回受けられる子宮けいがん検診では、子宮にできるがんのうち、けい部のがんが発見できます。

子宮けいがんは、子宮の入り口付近にできやすいため検査が容易で、検診などで早期に発見できる確率が高くなっています。また、早期に発見できればほぼ治すことができます。子宮けいがんの初期症状としては、不正出血・おりものなどがありますが、早期のがんでは無症状の場合も多くみられます。定期的に検診を受けることが大切です。

■日本人に多い子宮けいがん

20歳代で子宮がんにかかる人が増えているため、検診の対象年齢が引き下げられました。

50歳以下の中高年齢層では、この20年間で子宮けいがんの発生が減少していますが、20～24歳では約2倍に、25～29歳では3～4倍に増加しています。

これは、高齢になるほど多くなる他のがんと違い、子宮けいがんは、ヒトパピローマウイルスの感染が関与していることと、性活動が活発な若い世代でのウイルスの感染の機会が増えているためと考えられています。

■検診方法

子宮けい部の表面から綿棒などで細胞を採取して、顕微鏡で調べます。

■検診後の注意点

細胞を採取するときに、若干出血することがありますが、ほとんどは自然に止まります。もしも、出血量が多かったり、出血が続くときは保健師までご連絡ください。

○乳・甲状腺がん検診

■対象者…40歳以上で偶数年齢の方(平成23年3月31日現在で、40歳、42歳、44歳…など)

■何が分かるの？

乳がんは近年増加傾向にあり、子宮がんより乳がんを発病する方が多くなっています。特に40～50歳の乳がん発生率は、この20年間で約2倍に増加しています。また、乳がんで亡くなる女性は年間約1万人にのぼり、40～50歳代の女性におけるがん死亡のうち23パーセントを占めていて、この年代の女性にとって最も多いがん死亡原因となっています。

乳がんは、早期に発見した場合100パーセント近く治すことができ、手術も乳房を残す乳房温存療法が可能となります。

■検診方法

診察とマンモグラフィ(乳房X線撮影)の併用検査になります。なお、診察のみの受診はできませんのでご了承ください。

また、妊娠中や出産後2年以内の方、心臓にペースメーカーを入れている方などは検診を受けられません。

○検診料

■胃がん検診…1,000円 ■大腸がん検診…500円 ■子宮けいがん検診…1,000円 ■乳がん検診…1,000円

※ただし次に該当する方は無料になります。

・70歳以上の方(平成23年3月31日現在)

・生活保護受給者、村民税非課税世帯の方(検診1週間前までに申請手続きが必要です)

○注意事項

■年齢は平成23年3月31日現在の年齢です。

■対象年齢であっても、受診票のない方は受診できません。希望される方は必ずお申し込みください。

■すでにお申し込みをされた方には、受診票をお送りします。同封の通知書をよくお読みのうえ、忘れずにお出かけください。

▶お問い合わせは、保健相談センター(☎70-8052)へ

在宅ねたきり老人等介護慰労金

該当する方は申請をお願いします

在宅ねたきり老人等介護慰労金は、身体上または精神上の障害のため、日常生活に著しい支障のある在宅の老人を介護する方の労をねぎらうために支給します。また、介護者のいない老人については本人に支給します。

■支給条件…次のすべての要件を満たすこと。

- ① 榛東村に住所を有し、介護を受けている者の年齢が65歳以上であること
- ② 在宅で1年以上継続して介護を行っていること(期間中に短期入所生活介護、短期入所療養介護および入院などにより在宅を離れた期間が100日を超えないこと)
- ③ 1年以上継続して要介護4または5に相当すること

■基準日…8月1日

■支給金額…100,000円(過去1年間において介護保険のサービスを受けていない場合は150,000円)

■該当すると思われる方は、10月29日(金)までに役場子育て・長寿支援課または各地区の民生児童委員へお申し出ください。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

敬老祝金

敬老祝金を支給します

榛東村在住の高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として、9月に敬老祝金を支給します。

■支給対象者…平成22年9月1日現在で、榛東村に居住し住民基本台帳に記載されている方で、平成22年12月31日までに満80歳、85歳、90歳、95歳、または100歳以上である方。

■支給金額

- 80歳の方(昭和5年1月1日～昭和5年12月31日生)…6,000円
- 85歳の方(大正14年1月1日～大正14年12月31日生)…10,000円
- 90歳の方(大正9年1月1日～大正9年12月31日生)…20,000円
- 95歳の方(大正4年1月1日～大正4年12月31日生)…30,000円
- 100歳以上の方(明治43年12月31日以前生)…50,000円

■支給時期…9月中旬

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

国民健康保険

国民健康保険のご案内

○加入・脱退手続きについて

村の国民健康保険に加入する場合や、村の国民健康保険を脱退する場合は、その事実が発生した日から14日以内に届け出をしてください。

■届け出が必要な場合…会社の健康保険に加入または離脱、国保加入者の転入・転出、国保加入者の出産・死亡など

■届け出に必要な書類…社会保険離脱証明書、健康保険証、印鑑など

○退職者医療制度について

60歳以上65歳未満の国保加入者で厚生年金を受給している方は、年金の加入期間に応じて、退職者医療制度に加入することとなります。

■該当する方…厚生年金・共済年金などの受給者で、年金加入期間が20年以上または40歳以降10年以上ある方

■被扶養者について…上記に該当する方と同居し、生計が同一である方は被扶養者に該当します

■届け出に必要な書類…年金証書、印鑑、保険証

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線142)へ